長野県電気機械器具製造業最低工賃の改正経過

品目	工程	規格	単価	最低工賃額（効力発生日）									
				昭61.4.21	元.2.4	平3.5.9	平5.5.9	平7.5.13	平9.4.28	平11.4.25	平13.4.22	平16.4.28	**平19.9.28**
コンデンサー（フイルムコンデンサーに限る）	①テーピング（手作業で行うものに限る）		1個につき	26銭	27銭	27銭	28銭	—	—	—	—	—	—
	②外観選別（治具なしで行うものに限る）		1個につき	—	21銭	21銭	22銭	—	—	—	—	—	—
	③外観選別		1個につき	20銭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランス	④巻線	40型～66型までのもの　線径が0．04ミリメートル以上の0．5ミリメートル以下のもの	1個につき	13円	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑤手作業によるコア詰め（E・Iコア交互差し）	40型～66型までのもの　コアの長さが48ミリメートルで、かつ、板厚0.5ミリメートルのものを35枚か40枚積むもの	積厚1ミリメートルにつき（積厚1ミリメートル未満のものは切り上げる）	37銭	7円	7円	7円40銭	8円60銭	9円26銭	—	—	—	—
電解コンデンサー	**⑥外観選別**	**バラ状のもので、かつ、直径25ミリメートル以上で選別項目が5～6項目のもの**	**1個につき**	—	—	—	—	—	30銭	35銭	36銭	36銭	**38銭**
		直径6ミリメートル以上のもの		—	—	—	—	8円60銭	—	—	—	—	—
コイル	**⑦からげ（手作業で行うものに限る）**	**線径0．05ミリメートル以上0．2ミリメートル以下のもので2回以上からげるもの**	**1個につき**	—	1円	1円	1円06銭	1円25銭	1円35銭	1円48銭	1円52銭	1円52銭	**1円61銭**
コイル（リレーコイルは除く）	⑧仕上げ（テープ巻き、からげ、切り及びはんだ付けを行うものに限る）		1個につき	12円20銭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プリント基板	⑨差し	リード線が2本のもの	1個につき	42銭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑩差し及び曲げ		1個につき	65銭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑪差し、曲げ及び切り		1個につき	85銭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑫差し（手作業で行うものに限る）	**リード線が2本のもので、かつフォーミング加工されていないもの**	**1個につき**	—	44銭	44銭	46銭	51銭	54銭	58銭	60銭	60銭	**63銭**
	⑬差し及び曲げ（手作業で行うものに限る）		1個につき	—	70銭	70銭	74銭	82銭	86銭	91銭	—	—	—
	⑭差し、曲げ及び切り（手作業で行うものに限る）		1個につき	—	90銭	90銭	96銭	1円05銭	1円11銭	1円18銭	—	—	—
自動車用ワイヤーハーネス	⑮カプラー差し（電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう）	長さが1メートル未満の電線について行うもの	1本につき	39銭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき	—	31銭	31銭	32銭	37銭	—	—	—	—	—
	⑯コネクター差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）	**長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの**	**1ピンにつき**	—	—	—	—	—	40銭	42銭	43銭	43銭	**46銭**
	⑰チューブ通し（電線の被覆を保護する為丸チューブを電線の端から差し入れることをいう）	長さが20センチメートル未満のチューブについて行うもの	1本につき	40銭	—	42銭	—	—	—	—	—	—	—
		長さが50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	**1本につき**	—	42銭	—	45銭	50銭	53銭	55銭	56銭	56銭	**59銭**
	⑱キャップ通し（電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう）		1個につき	25銭	26銭	26銭	28銭	32銭	34銭	36銭	37銭	—	—